

電子帳簿保存法が改正されました

今までは

納品書
つづり

見積書
つづり



— 国税関係書類のスキャナ保存 —

電子帳簿保存法が改正され、原本が紙の国税関係書類についても、一定の要件の下でスキャナを使用して作成した電子データにより保存（以下「スキャナ保存」といいます。）することができるようになりました。

なお、スキャナ保存の適用を受ける方は、あらかじめ税務署長の承認を受ける必要があります。

これからは

データで
保存

スキャナ



国税関係書類のスキャナ保存の概要

国税関係帳簿書類のうち、帳簿、決算関係書類、契約書及び領収書については、特に重要な文書であるため引き続き紙により保存を求め、それ以外のすべての書類については一定の要件の下、紙の保存に代えてスキャナ保存することができるようになります。

（注）契約書や領収書であっても、記載された金額が3万円未満のものについては、スキャナ保存することができます。

スキャナ保存のイメージ

見積書

納品書

請求書

作成・受領した
国税関係書類

スキャニング



電子
署名

タイム
スタンプ

電子データの作成者
及び作成日を証明

サーバーに
保存

（バージョン
管理）

訂正・削除履歴を
確認できるシステム

改正電子帳簿保存法についてお分かりにならない点がありましたら、お気軽に最寄りの税務署又は税務相談室までご相談ください。

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

国税関係帳簿書類のスキャナ保存の区分と主な要件

国税関係帳簿書類の区分

| | | | |
|-----------|-------------------------------|---|---|
| 帳簿・決算関係書類 | 契約書・領収書 (右記以外) 及びこれらの写し | 契約書・領収書 (3万円未満) 及びこれらの写し | 左記以外の書類 【例】 ・契約の申込書 ・請求書 ・納品書 ・送り状 ・検収書 ・見積書 ・注文書 等 及びこれらの写し |
| | | (真実性を確保するための主な要件) ①速やかに又は業務サイクル後速やかに(※)入力 ②電子署名 + タイムスタンプ + ヴァージョン管理 | |

スキャナ保存対象外

スキャナ保存対象

(※) 業務サイクル後速やかに入力を行うには、業務サイクルを定めた事務処理規程及び電子帳簿保存法の承認を受けた帳簿が必要になります。

<その他真実性を確保するための主な要件> ……

- 紙に記載されている小さな文字及び色を再現することができる200dpi以上の解像度及びカラー画像によるスキヤニング

<可視性を確保するための要件> ……

- ① カラーディスプレイ、カラープリンタ等の備付け
- ② 検索機能の確保
- ③ 国税関係帳簿との相互関連性の確保
- ④ システム関係書類の備付け



申請書はいつまでに提出すればいいの？

国税関係書類をスキャナ保存しようとする場合には、電子データの保存により書類の保存に代える日の3か月前の日(平成17年4月1日から平成18年3月31日(改正電子帳簿保存法施行後1年間)については、保存に代える日の5か月前の日)までに申請書を提出する必要があります。例えば、平成18年9月1日からスキャナ保存をする場合には、3か月前の同年5月31日までに申請書を提出する必要があります。

なお、申請書は税務署の窓口又は国税庁ホームページ(税務手続の案内)で入手することができます。

(注) 1 申請書の受付は平成17年4月1日からです。

2 申請書の提出時期、提出方法等の詳細については、国税庁ホームページ(税務手続の案内)に掲載しておりますのでご覧ください。



イータックス e-Taxと改正電子帳簿保存法との関係は？

e-Tax(国税電子申告・納税システム)及び電子帳簿保存法の改正(国税関係書類のスキャナ保存)は、最近におけるインターネット等の飛躍的な普及や情報通信技術の著しい向上を背景として、前者は政府全体として取り組んでいる「電子政府」の実現の一環として、後者は民間事業者等が行う書面の保存等に係るコスト負担の軽減という観点から導入された制度です。e-Taxの利用に加え改正電子帳簿保存法の承認を受けることで、申告書の作成・提出のほか、国税関係書類の保存についても電子的に行うことができるようになるため、事務の省力化・ペーパーレス化を図ることができます。